第813号 受 16.10.18 付 小郡三井医師会

福県医発第　１２７６号
平成１６年１０月１５日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　竹　嶋　康　弘

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行及び
医療事故情報収集等事業に係る報告様式、記載要領等について

標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡県保健福祉部より通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、平成１６年９月２１日付で医療法施行規則の一部改正され、１０月１日より施行されることを受け、下記の対象医療機関の管理者に、当該医療機関において事故等の事案が発生した場合には当該事案が発生した日から原則として２週間以内に報告書を作成し、厚生労働大臣の登録を受けた登録分析機関（財団法人日本医療機能評価機構）に提出することを義務付けたものであります。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

１）対象医療機関へは、日本医療機能評価機構より直接通知がなされています。

２）報告様式及び記載要領等についても、別添のとおり福岡県保健福祉部より通知があっております。

記

＜対象医療機関＞

１．国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所
２．独立行政法人国立病院機構の開設する病院
３．学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院（病院分院を除く。）
４．特定機能病院

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

丸山泉

日医発第729号（地Ｉ132）

平成１６年１０月１日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長

植　松　治　雄

医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成１６年９月２１日付けで医療法施行規則の一部改正が公布され、１０月１日から施行されることを受けて、厚生労働省医政局長から各都道府県知事等に宛てて、通知が発出され、併せて本会にも会員への周知方依頼がありましたので、その写しをお送りいたします。

本件は、対象医療機関（１．国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所、２．独立行政法人国立病院機構の開設する病院、３．学校教育法に基づく大学の附属施設である病院、４．特定機能病院）の管理者に、事故等の事案が発生した場合には当該事案が発生した日から原則として２週間以内に報告書を作成し、厚生労働大臣の登録を受けた登録分析機関に提出することを義務付けたものであります。

つきましては、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきましてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4

2982

１６医指第１２６９号
平成１６年９月２９日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
社団法人福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
（医療指導課医療指導係）

医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局及び財団法人日本医療機能評価機構より別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、事故等事案の報告については、義務づけされていない医療機関につきましても、あらかじめ登録分析機関に申し出ることにより報告が可能となりますので、事故等事案の報告の重要性等に関する理解を深め、多くの医療機関において報告が行われるよう貴会会員に対して周知をお願いします。（事故等事案の報告に係る登録分析機関の申し出につきましては、財団法人日本医療機能評価機構医療事故防止センター（電話番号０３－５２１７－０２５２）に問い合わせいただきますようお願いします。）

また、医療機関において発生した管理上重大な事故及び軽微な事故であっても行政の医療安全対策の参考になると判断される事案等については、最寄りの保健福祉環境事務所に報告いただくよう併せて周知をお願いします。

2739

医政発第0921002号
平成１６年９月２１日

日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局長

医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について

今般、平成１６年９月２１日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成１６年厚生労働省令第１３３号。以下「改正省令」という。）については、本年１０月１日をもって施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等については別添のとおり各都道府県知事、各政令市市長及び各特別区区長あて通知したところであるが、貴団体におかれましても御了知の上、会員等への周知及び協力方願いたい。